

<p>松井事務局長</p>	<p style="text-align: right;">(9:38)</p> <p>ただいまから全員協議会のほうを開会いただきますが、木津川市精華町環境施設組合全員協議会規定第4条第2号の規定によりまして、議長が決まるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっておりますので、松田議員、引き続きよろしく願いをいたします。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>それでは、議長が決まりますまでの間、引き続き議長の職務をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。</p> <p>ただいまの出席議員数は全員であります。</p> <p>これより木津川市精華町環境施設組合議会全員協議会を開会いたします。</p> <p>本日の全員協議会の議題につきましては、お手元にお配りしました次第のとおりでございます。</p> <p>なお、全員協議会規定第8条第1項の規定により、傍聴を希望する者がある場合は、許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、全員協議会規定第11条の規定により、議長が署名することになっておりますので、私のほうで、後日、会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがいまして、発言の際は、挙手をいただき、私の指名後にご発言いただきますようお願いをいたします。</p> <p>議題に入ります。</p> <p>確認事項の1、議会運営申し合わせ事項についてを議題といたします。</p> <p>事務局より資料の説明を求めます。</p> <p>局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>それでは、私のほうから、本組合議会におけます議会運営申し合わせ事項につきましてご説明のほうさせていただきます。</p> <p>お手元に配付をいたしました議会運営申し合わせ事項（令和5年2月8日議会運営委員会決定）、こちらのほうをご覧くださいようお願いをいたします。</p> <p>こちらが、現在、本組合議会において整理された内容の全体でございます。なお、時間の関係上、すべてのご説明は改めてさせていただくことといたしまして、まず、この場におきましては、特に本日の臨時会において関係する部分につきましてご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>まずは、1、議長及び副議長についてと、3、議会運営委員会についてでございます。</p> <p>この全員協議会終了後、本会議を再開いたしまして、臨時議長の下、議長の選挙を行っていただくこととなります。</p> <p>なお、議長及び副議長につきましては、本組合同規約第7条第2項の</p>

松井事務局長
つづき

規定によりまして、組合の議会議員の互選によって行うものとして
いるところがございます。

そこで、申し合わせ事項の1、議長及び副議長についてござい
ますが、正副議長の任期は2年とし、木津川市議会議員、精華町議会
議員の輪番制で、それぞれの議会推薦者をもって互選するとして
いるところがございます。前の組合議会の構成におきましては、議
長が木津川市議会議員、副議長が精華町議会議員からの推薦者
でございましたので、今回は議長に精華町議会議員、副議長に木
津川市議会議員からの推薦をお願いしたいと思います。

あわせてまして、申し合わせ事項の3、議会運営委員会について
でございますが、こちらの正副委員長は、正副議長と交差させて
選出するとしているところがございます。したがって、今回の議会
運営委員会の委員長に木津川市議会議員、副委員長に精華町議
会議員からの推薦をお願いしたいと思います。この推薦者をご指
名いただきましたら、議長及び副議長につきましては本会議で、
議会運営委員会正副委員長につきましては議会運営委員会で、
それぞれ選挙の方法は指名推選といたしまして、議長や委員
長からの指名によりご決定をいただきたいと思いますところ
でございます。

なお、議会運営委員会は正副議長を除く全議員で構成する
としておりますので、この後の本会議で正副議長の選挙が
終わりましたら、残る6人の議員は、委員会条例第3条第1
項の規定に基づきまして、議長が会議に諮って、議会運営
委員として指名をされることとなります。

また、正副議長は、議会運営委員会に出席できるもの
とする。ただし表決権は有しないとしておりますので、
実質的などころは組合議会議員全員が議会運営委員
会の会議にはご出席いただくものとなるもの
でございます。

次に、申し合わせ事項の2、監査委員（議会選出）
についてでございます。

監査委員につきましては、組合規約第9条におき
まして、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の
議会議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ
1人を選任すると規定されているところ
でございます。

そこで、本日の臨時会におきまして、追加日程
により管理者から議会選出の監査委員の選任に
つきまして議案の提出を行う予定でござい
ますが、この推薦者の決定につきましては特
段の申し合わせはしていないところ
でございます。したがって、議会選出の監
査委員推薦者につきましては、これまで
の例を参考に、各市町議会からの代
表者による選考委員会を設けまして
ご決定をいただければどうかと考
えているところでございます。

なお、前回の選考委員会は、市、町から
それぞれ2名ずつご選出をいただき、
計4名の代表者にて行っていた
しております。そこで、前回同様の
4名として考えますと、今回は
正副議長及び正副議会運営委員
長の4名でご決定いただければ
どうかと考えておりますが、
この件につきましては、また後
ほどご決定をいただければと考
えておりま

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>す。 最後に、議長選挙の後、追加する議事日程におけます議席の指定、会議録署名議員の指名及び会期の決定でございますが、議席につきましては、現在の仮議席の順のまま指定することとし、会議録署名議員につきましては、1番議員と2番議員、それぞれお願いしたいと考えております。 会期につきましては、本日、5月23日の1日間としていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまご説明いただきました件で、何か質疑がありましたらお願いをいたします。 佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>2月の当議会運営委員会で提起をさせていただいたんだけど、今の輪番制をそのまま踏襲すると、いわゆる議長を持っている議会側が任期満了で先に任期を終えてしまうという事態が発生するわけ。つまり、今回、正副を出したら、2年後、正副は5月19日が任期満了ですから、議長がいなくなっちゃうんですね、その瞬間に。4年後に関して言えば、今回が一番分かりやすいけれども、木津川市の議会さんは4月25日が任期満了だったわけやね、先月の。そこで全員失職、失職というか、選挙で当選されたけれども一旦失職したわけです。 ところが、私が提起させてもらったのは、前の議長はいわゆる市長選挙に出られた方だったんですよ。そうすると、彼は、4月16日で失職しているんですよ。議員でなくなっているわけですね。当然議長でもなくなるということが起こっています。今日が5月23日でしょう。つまり5週間以上議長がいない状態が今あるんですよ。それをどう考えるかということなんだけれども、いろんなところ文献調べたけれども、何日間だったらオーケー、何日間以上は駄目というのはあまり見つからなかった。 ただし、皆さんも既に読んではと思うけれども、逐条地方自治法、要するに松本本と言われるやつですね、俗に。そこにあるのは、議長及び副議長の方が欠けた場合は、速やかにその補充を行うべきという記載があるわけです。じゃ、5週間以上議長がいない状態が速やかに当たるかどうかというのが一つポイントになってくるので、私はこの順番を1個ずらすべきだというふうに思っています。つまり、今回は2年間、木津川市の方が議長をやってもらえれば、精華町の議会の任期が切れたって、木津川市の議員の皆さんは任期残っているわけだから議長としては存在するわけです。次に2年後の5月19日、</p>

佐々木議員
つづき

精華町の議会の任期切れて、多分1週間ぐらい後に臨時会があります。だから、5月25日ぐらいだったかなと思うんだけど、来年の、そこで新しい議員が出てくるわけですよ、精華から。で、木津川市の議員はそのまま任期残っているわけだから議長がいるわけです。存在するわけです。精華の議員が選出されて1週間後ぐらいにこの議会が開かれるとしたら、そこで一旦、今の申し合わせに続いて正副議長が辞任するわけでしょう。辞任するわけだから、新たな、議長が存在したまま同日に選挙ができる。仮に、もしかしたら木津川市は中間改選しちゃうとか、その場合に若干のタイムラグが生じることはあるけれども、それでも5週間空くことはない。

現実には今回の木津川市の選挙でも、4月25日に任期満了を迎えて、5月15日でしたかね、初議会をやっていますね。3週間ですよ、大体。20日間。20日後には新しい議会構成ができていますよ。ところが、当議会はその倍くらいの時間も議長がいない状態になるという、議長不在の期間もできるだけ短縮するべきやというのが一つ理由です。

もう一個の理由は、既に皆さん、この組合議会議員だから組合のホームページ見てもらったと思いますけれども、これ今朝のホームページだけでも、これずっと前からそうなんだけれども、4月26日付で木津川市の議員の名前が全部消えているんです。5人の名前、それから議長、監査委員、議運の委員長、副委員長の名前消えています。消えているんですね。それは要するに、さっき申し上げたように4月25日で任期が切れたから消えたと言えればそのとおりです。

ただし、これについては、事務局は誰にも許可を得ずにやっているんですね。つまり、先月の4月16日で前の高味議長が失職した瞬間に、副議長、うちのほうの議員ですけども、副議長が代役をするはずですよ。ところが、彼女は一切この間、何ら副議長としての職務をやってないんですよ。やらされてない。つまり、今の状況から言えば、議長職、副議長職というのはお飾りになっているんですね。通常、精華町議会の場合は、そういうホームページをやるだとか、または広報を出すだとかいったような場合というのは議長決裁を受けているんです。少なくとも所管する委員会で議論して合意しています。例えば議会広報を出すんだったら議会研修委員会なんかがあって、そこで合意したものを印刷所に発注して出すわけですよ。

だから2つの理由がある。1つは、議長の不在期間をどうするかという問題、1つは、あまりにも議会の業務について、議員の、または議員を代表する議長の決裁を得ずに事務が進められているということ。もう一方の組合本体に関しても、これもこのホームページがあるというのを話していると思うけれども、日付ないんだけど、4月25日をもって河井木津川市長の任期が満了するため、26日からは、管理者が選任されるまでの間、杉浦副管理者が代理しますということをしっかり書いているんですよ。だからその2つをちょっと整理しとかないと、あまりにも議会活動ができない期間が長引いちゃう、もしくは議会の権能がどこかへ行ってしまっているという事態が

佐々木議員 つづき	発生しているので、私としては、議長不在の時間をできるだけ短くするためには、もう一期、木津川市から議長を出してもらうのが一番スムーズに行くというふうに思います。 以上です。
松田臨時議長	これについてお答え、もしいただけるようでしたら。お考えとか。誰に答えていただくのがいいのかちょっと分からないですけども。 宮嶋議員。
宮嶋議員	今、佐々木さんが提案された中身というのは、精華町の3人の合意の話ですか。
佐々木議員	違います。
山本議員	個人やね。
佐々木議員	要するに2月の段階で、よろしいか、2月の段階で提起をさせてもらった問題です。
松田臨時議長	宮嶋議員。
宮嶋議員	それで、その2月のときに提起された問題で、新たに今日、お三方、木津川市から五人が来ているわけですけども、今、議長の輪番制をもう一回ちょっとずらすという話やった。
佐々木議員	そうですね。
宮嶋議員	それはお三方で合意されて来てないという、確認ですけども、そういう意味合いですか。それとも。
佐々木議員	よろしいか。基本的には2月だったならば当時の議員の3人は合意しています。それは。今回は合意してませんから話をしています。 以上です。
松田臨時議長	宮嶋議員。

宮嶋議員	だから、合意されてないという中身だとちょっと議論しにくいなと。要するに、佐々木さんはそういうふうに言われたと。じゃ、それでいきましょうかといったときに、精華町選出の3人の合意がない中で進めるというのは、それはいいのかどうか、ちょっとそのところが。
佐々木議員	どういう意味ですか。
松田臨時議長	宮嶋議員。
宮嶋議員	だから、今、佐々木さんが提起されたことは、前回の3人の中では合意してそういう提起をしたけれども、今回は合意してないということで今言われるわけですから、いや、じゃ、そうしましょうというたときに、それで、これまでの申し合わせ事項との関連でいいんですかという。
谷口議員	いいですか。それをここで話し合うべきではないんですか。その3人が合意するどうのこうのではなくて、この場でこの議長不在について今問題提起されたので、みんなで話し合う、そのための委員会ではないんですか、ここは。違うんですか。
山本議員	はい。全協は、まず話合いの場で、決定機関ではないですよ。話合いはしてもいい場所ですね。
松田臨時議長	宮嶋議員。
宮嶋議員	だから、話し合う前提として合意されて提案されているのかどうかということの確認をしたいという。
松田臨時議長	佐々木議員。
佐々木議員	だからさっき申し上げたように、2月の段階で合意してそれは提案をさせてもらいました。その段階では副議長が代行すれば済むという話になっていたんですね。2月8日の会議ではそうになっています。要するに議長が欠けても副議長がいるんだから代行すればいいじゃないか。それはそのとおりです。市町でそうになっているからね。ただ、そ

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>れをやっていると何が起こったかということ、今、もう一遍、それを振り返って今提起させてもらっているわけです。何が起こったかという、要するに5週間以上議長がいない状況が起こって、しかも事務局からは何ら副議長に決裁要請が出ない。でも議会の事務は進んでいる。さっきも申し上げたようなホームページの改編とか、議会ページの改編とか今進んでいる。その事態をどう見るのかですよ。この場は全協だから、ちょっとあんまりぶっちゃけた話ししたらあかんかもしれんけれども、結局議会が無視されているわけでしょう。何ら誰の許可も得ずに、議会代表の許可も得ずにできるんだから、事務局が。遂行できるわけだから。あり得ないそんなこと、普通は。</p> <p>だから、要するに、そもそも変えなあかんのですよ。もし、議会が事務局に一定の権限を与えることはあると思うんです、それは。この例規集にあるようにね。管理職の権限を一定与えているでしょう。各課長なり各局長なりやっている、それはあり得るわけですから。けどそんなルールないですよ、うちの議会で、今。議長権限のどの部分を事務局に任せるのかという何の規定もない。</p> <p>だから、1つは、今日は決められないかもしれんけれども、議長権限の中の何の権限を事務局に代行してもらうか。要するに専決事項をどの範囲にするのかというのは、それは決めなあかんと思うんですよ。けども、それを決裁する人間が本来議長。それが5週間以上存在しないことを許すかどうかですよ。だから皆がこれでよしとなったら、別にそれはあるかもしれないけれども、少なくとも私がさっき申し上げたような松本文献によると速やかにと書いています。速やかにというのがあって、それは日本語だから、じゃ、1か月以内が速やかなのか、2か月でも速やかなのかと言われれば、それは見解は分かりますよ。分かれるけれども、基本的に私、1か月超えたら速やかと言えないと思うんです。大半の議会が選挙終わってから1か月以内に初議会をやっていますわ、大体のところは。だから1か月を超えることを放置というのは速やかとは当然言えないだろうと思えるので、その点で申し上げているだけです。</p> <p>だから、さっき宮嶋さんがおっしゃったような、じゃ、例えばここに、全協に発言するに当たって、木津川市もしくは精華町の構成議員全員が同意しなかったら発言できなくなっちゃったら、それこそ全協の意味ないんであって、それぞれそういう人が出て会議すれば済む話です、だとしたら。全協は基本的に全員平等の立場で今いるわけですから、それが通るという話になったら、それこそ私らが8人いる意味なくなってしまうので、これは申し上げておく。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>宮嶋議員。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>佐々木さんの言われる意味は、繰り返し言われていますので分かっているんですよ。言いたいのは、いや、我々も今日の議会がスムーズ</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>に進むように、5人で、本来、この申し合わせ事項でいえば木津川市は副議長に当たりますし、議会運営委員会でいえば委員長に当たります。監査委員については全体の協議になっていますけれども、仮に木津川市から監査委員を出すとしたら誰を推薦しようというようなことは、一応了解して皆の合意で来ています。そうしないとスムーズに進みませんから。だから、今回、今、佐々木さんが提起されたように変えようということであれば木津川市から議長を出すということになるわけですが、そういう事前の議論をしてきていませんので、もしそういうことであれば少し時間がかかるかなというふうに思っていて、少なくとも3人の方は、そういう提起を今日するというで臨んでおられるものかという確認ですので。何も変えるための理由を聞いているわけではないんです。そのことだけなんですね。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>よろしいか。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>だから、佐々木さんはいいですよ。森田さんや松田さんがそのことを確認して今日は来ていますよと言われてたら、それで後、進めたらいいわけですから。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>よろしいですか。その話はね、よろしいか。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>はい。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと論点がずれているんだけど、今、宮嶋さんがおっしゃったような、要するに事前準備ですよ、今おっしゃったのはね。それぞれの議会でね、予定されているポストをどうするかという事前準備をしたという。それはあり得る話です。それをやるためにも議長がいたほうがいいんですよ。そしたら議長が、例えば5月、今日、23日、体制を変えると。議長が存続すればね。だから各議会で申合せどおりのポストを選出することになっているから事前に相談してくれよと言えるじゃないですか。その指示者がいないわけ、今。いないわけですよ、司令塔が。だから自主的に相談するところもあれば相談しないところもある。そういうことが起こって、逆に会議をスムーズなものになくしてくると思っています。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>今、様々なご意見いただいたところでございます。おっしゃってい</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ただいたように、前任のときに、宮嶋議員、経過ご承知の中で今ご発言いただけていると思います。その件につきましては、議会運営申し送り事項ということで、前議会運営委員会から引き続き、次期議会運営委員会でも協議するようという申し送り事項として申し伝えている事項がございまして、それらにつきましては、今日、本会議、休憩中もありますが、例えばですけれども終わってからとか、議会運営委員会を構成いただきますので、その議会運営委員会の中でご説明申し上げる予定でございます。この場合は、先ほど谷口議員からもございましたが、全員協議会ということでございまして、この場でご決定いただく内容ではなくて、議会運営委員会のほうでご議論いただくほうが、よりスムーズで深い議論になるのではないかと私のほうで感じたところでございます。</p> <p>本日、議会運営委員会の場を設けておりますし、場合によっては、後ほどのご提案と思っておりましたが、本日、本会議、臨時会終了後、議会運営委員会の場をご提案してもいいのかとも考えておりますので、その申し送り事項の中で今のご議論を進めていただければどうかと思うところでございます。</p> <p>本日につきましては、今、前回の議会運営委員会でご決定いただいた申し合わせ事項に基づき、この臨時会は開会をして進めようということで今ご提案を申し上げておまして、この内容で進めていただき、この議会運営委員会決定後、改めてそういったご議論を深めていただいて、必要に応じてまた改正等を行っていただければどうかと考えておりますので、一言、事務局からのお願いといえますか、ご提案とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>一応それは分かります。理解するので。じゃ、今、局長がおっしゃったように、一旦、今回、この後、正副議長やるわけですよ。その後の議運で、今日かどうかは別にしても今後の議運で今のような議論が進んだ場合は、いわゆる任期途中でも、つまり2年後、任期満了を迎えるわけけれども、申し合わせによって、任期途中でも変えることもあり得るということをここで確認できるのであれば、当面、今日については了解します。ただ、確認できないならば、私、退席します。だから指名推選には同意しません。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>山本議員。</p>
<p>山本議員</p>	<p>もう一度、佐々木議員に確認しますが、この場で決めなければ、もう退席をするということですか。</p>

佐々木議員	確認だけですよ。
山本議員	確認だけですか。
佐々木議員	はい。
山本議員	確認、イコール、決定ではないんですか。
佐々木議員	よろしいですか。正確に申し上げますね。つまり、今日、申し合わせ事項を踏襲すれば、今日、正副議長が決まったら2年間任期あるじゃないですか、そう書いてあるから。ということは、つまり2年後までは今私が提起した問題というのは動かないとなっちゃうんですよ。
山本議員	ああ、もう途中ではないと。期日を決定をするということやね。
佐々木議員	だから、今日、一応正副議長を選ぶけれども、今日以降の選んだ後の議運の議論によって、仮に従来の申し合わせ事項の変更の合意が得られれば、途中で今日選んだ正副議長が交代することもあり得るということを確認してほしいと言っているんです。それはもう、その後はあかんと、申し合わせに書いてある2年間やってもらおうんだとなったら、今私が提起した問題は2年後まで解決しないんですよ、それは。
松田臨時議長	山本議員。
山本議員	今、確認させていただきました。しかし、この全協で確認ではなく、全て、事務局長から提案ありましたが、もう一度また議運を、これが終わって。そこの議運で話合いという形で私はいいいと思います。ここで、全協で確認とかいうのではなく、やはりこういうことは議運で話し合うべき案件だと私は理解しております。 以上です。
松田臨時議長	佐々木議員。
佐々木議員	それは筋はそうなんですけれども、だとしたら、ここで今日、この後決まったら、それを不動のものだと。ここに書かれたら、おっしゃ

佐々木議員 つづき	るとおり不動のものというふうになってしまったら、2年間は全く動かないとなるでしょうと言っているんですよ。だから、今日の、正副議長選ぶけれども、選んだ後の議運において、例えば今年中とか来年とかいう2年間の間で、仮にこの申し合わせ事項の変更ということが合意できれば、それは次の2年後の改選期でなしに、途中の期でもあり得るといふことの打診を私しているだけであってね。
山本議員	議長。
松田臨時議長	山本議員、どうぞ。
山本議員	佐々木さんのおっしゃることは重々理解できます。佐々木さんおっしゃっていることは、一旦本会議で2年間正副議長の任期が決まれば、もう覆せないのではないかと。それも含めて議運のほうが決定期間ですので。ただ、上位法として本会議で決めてしまえば、その以降、議運で話し合えば覆せないという理解を基に今発言されているのかどうかというのがちょっと疑問なんですけれども。
松田臨時議長	佐々木議員。
佐々木議員	基本的に正副議長が選ばれてしまったら、そのお二人は任期がありますから、2年の限度はあるけれども、本人が辞任すると言わん限り議運が決定できませんよね。議会運営委員会に議長解任決議など持っていませんから。だから、要するに、ここの8人というのは全員が正副議長に選ばれる被選挙人ですからね。ですから、私が申し上げたいのは、仮に今日、正副議長が選ばれたとしても、議運の今後の決定いかんによっては、要するに交代をする意思がありますかということを知っているだけの話なんです。それをもし突っぱねられたら、幾ら議運の決定でも突っぱねられたら、それは解任する権限ないですよ、議運には。
山本議員	ちょっと理解できない。
佐々木議員	いや、ないでしょう。解任する権限がありますか、議会運営委員会に。議長を解任する権限なんてないでしょう。ないですよ。
山本議員	解任する項目というのは法規制が要るということですか。

佐々木議員	法的にできないじゃないですか、解任なんて。できますか。議会運営委員会で解任決議ができますか。できるんだったら山本さんおっしゃるのは正しいです。できません。私が知る限りできません。
山本議員	それができる、できないじゃなく、2年の期日をどこまで捉えるかというその認識の違いでしょうね。
佐々木議員	2年は2年でしょ。
松田臨時議長	<p>今、いろいろ質疑、ご発言がございますけれども、ちょっと臨時議長として若干整理だけさせていただきますと、まず最初に出されたのが、佐々木議員のほうから2点大きくは出されたように思います。議長の不在期間を短くするにはどうしたらいいのかと。各選挙の時期が違いますので議長が不在の時期ができると。だからその期間を短くするのにどうしたらいいのかということと、もう一つは、副議長が議長決裁をするということが不十分ではなかったかと。この間ですね。だから、副議長がしっかりと議長不在期間に議長に代わって議長決裁ができるような、そういう議会づくりをどうしていったらいいのかというように大きく2つの問題が出されたというふうに思います。局長のほうからは、議運の中でそのことも含めて申し送り事項、たくさん申し送り事項いただいておりますけれども、それについて議運で。</p> <p>(あとどのくらいかかるとの声)</p> <p>ちょっとお待ちください。もう終わりますので。</p> <p>はい。そうですね、申し送り事項たくさんいただいておりますので、その点については議運の中で今後十分議論していただいて、今言われたような議長の不在期間を短くするにはどうしたらいいのか、副議長の議長決裁手続が不十分ではなかったかとか、今後の進め方をどうすべきかというあたりも含めて議運の中で議論をしていただくのが最良かなというふうに思います。ただ、今、議運の中で議論があったからとて、それについて議運の中で議長をどうするこうするという決定はできないのではないかというふうなお話もございましたけれども、少なくとも議長、副議長がいるわけですから、副議長が議長に代わってきちんと業務を代行できるような仕組みづくりをどうつくっていくのかというのも一つポイントではないかなというふうにも思いますので、そのあたりはおっしゃっていただいたように議運の中で十分議論をしていただいて、すぐに結論が出るかどうか分かりませんが、検討事項として、申し送り事項にもございましたけれども、一つの課題として皆さんにご認識いただければどうかなというふうに思</p>

松田臨時議長 つづき	います、いかがでございましょうか。
山本議員	結構です。これから話し合う課題が1つ提起されたと。
松田臨時議長	よろしいでしょうか。 ほかに質疑ございませんか。 宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	今、杉浦町長が突然入ってきてね、ああいう発言というのは大変失礼やと思うので、ちょっとそれは誰が注意するのかね。まあ臨時議長、松田さんをお願いすべきことか分かりませんが、全協やってんやからね。どうしても用があるんやったら事務局を訪ねるのがね。ああいうふうにしてもらわないと、議長自身がどこまで発言したかなんていうふうに言われますので、ちょっとそれはお願いしたいと思います。
松田臨時議長	はい。臨時議長という立場も大変曖昧な立場でございますので、今の2回にわたっての、のぞきに來られましたことにつきましては、私のほうから申し上げておきたいというふうに思います。それでよろしいですか。 (はいの声) ほか、よろしいですか。 では、続きまして、確認事項の2番目になりますが、正副議長の推薦者についてを議題としたいと思っております。 議会運営申合せ事項によりますと、議長推薦者は、今のいろいろご議論があった中ではありますけれども、精華町議会ということになっておりますが、いかがでございましょうか。 (結構です、申し合わせ事項でねの声) 申し合わせ事項によって議長推薦者は精華町議会ということになっておりますが、それでよろしいですか。 (異議なしの声) これは、私のほうからいいですか。 では、報告いたします。 精華町議会から3名出ておりますが、この議会の議長として森田喜

<p>松田臨時議長 つづき</p>	<p>久議員を推薦したいということでございます。いかがでございましょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>よろしいですか。ご異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、これは全員協議会ですので、本会議のほうでお名前申し上げさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、同じく副議長推薦者は木津川市議会となりますが、いかがでございましょうか。</p>
<p>山本議員</p>	<p>木津川市議会からは、大角議員を推薦したいと思います。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>大角久典様でいらっしゃいますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、議長に森田喜久議員、副議長に大角久典議員をそれぞれ指名推選により選挙することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、確認事項3の議会運営委員会正副委員長の推薦者についてを議題といたします。</p> <p>議会運営申合せ事項によりますと、委員長推薦者は木津川市議会となりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>谷川議員</p>	<p>木津川市のほうは宮嶋さんで。</p>
<p>松田臨時議長</p>	<p>宮嶋良造さんですね。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、同じく副委員長推薦者は精華町議会となりますが、いかがでございましょうか。議会運営委員会の副委員長。</p>

佐々木議員	どちらでも。
森田議員	佐々木議員、お願いしてなかった。
松田臨時議長	佐々木議員、どうなんですか。
佐々木議員	どちらでもいいです。どちらでも。
松田臨時議長	ありがとうございました。ちょっと手を挙げて言って。
森田議員	推薦者を佐々木議員とさせていただきます。
松田臨時議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>確認をいたします。では、委員長に宮嶋良造議員、副委員長に佐々木雅彦議員を、それぞれ指名推選により互選することといたしたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、その他、議会選出の監査委員の選出方法についてを議題といたします。</p> <p>議会選出の監査委員の推薦者につきましては、これまでの例も参考に、各市町議会から複数名の代表者による選考委員会を設けて検討したいと思いますが、いかがでございましょうか。いいですか。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、選考委員会を設けることといたします。</p> <p>選考委員会の構成につきましては、正副議長と議会運営委員会正副委員長の計4名とさせていただきますはどうでしょうか。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、4名で結構ですの声)</p> <p>では、異議がないようですので、ただいまご決定をいただきました。</p> <p>なお、監査委員の推薦者の選出につきましては、追加議事日程第1</p>

<p>松田臨時議長 つづき</p>	<p>号の追加1の途中で開催をいたします議会運営委員会の途中で暫時休憩とし、選考委員会を開き協議することとしたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、監査委員の選出方法については、ただいま確認したとおりといたします。</p> <p>皆様、大変ご苦勞さまでございました。</p> <p>これにて全員協議会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:20)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">臨時議長 _____</p>